**個人スーパービジョン実施に関する覚書・契約書**

（スーパーバイザー）　　　　　　　　　　　　　と

（スーパーバイジー）　　　　　　　　　　　　　とは、個人スーパービジョンの実施に関して事前協議を行ない、協議した内容について覚書を作成し、下記の通り確認する。

なお、以下の事項は、個人スーパービジョン実施後も双方の協議により合意があれば、変更も可能とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 課題・テーマ |  |
| 実施期間 | 令和　　年　　　月　　　　日　～　　令和　　　年　　月　　　日 |
| 回数・時間 | 月１回の開催とし、スーパービジョン実施後に次回の開催日時を双方で話し合い決めることとする。毎回１０分の個人スーパービジョン、１０分の振り返りとして、長くても３０分以内の実施とする。 |
| 場　所 |  |
| 振り返りの実施 | 個人スーパービジョン実施後、バイザーとバイジーで協議してその内容を記録した振り返りシートを作成し、双方で保管すること。 |

〇個人スーパービジョンの円滑な実施のため、以下の留意事項を遵守すること。

|  |
| --- |
| １．本スーパービジョンの目的は、相談支援専門員としての自覚を持ち、専門職としての職責や　機能を遂行できるようにし、相談支援の実践力の向上に寄与するものとすること。２．スーパービジョンの目的を理解し、指導や助言、監督などとは異なるものであることを理解したうえで実施すること。３．お互いのプライバシーを尊重し、スーパービジョンを実施すること。４．各種のハラスメントに関する行為や言動は行わないこと。５．個人スーパービジョンの実施内容は、スーパーバイジーの個人情報に十分留意し、同意を得たうえで令和　　年度相談支援従事者指導者養成研修（モニタリングも含む）や、相談支援従事者研修担当者会議で報告する場合もある。６．この覚書は、記名しスーパーバイザーとスーパーバイジー双方で１部ずつ保管すること。 |

令和　　　　年　　　　月　　　　日

（スーパーバイザー）　氏名

（スーパーバイジー）　氏名